

島原市入札参加資格者指名停止の措置基準

(趣旨)

第1条 市の発注に係る建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等、物品購入、業務委託（以下「工事等」という。）の入札参加者の指名に当たり、事故及び不正行為等を行った建設業者等の指名を規制し、事故及び不正行為等の防止を図るため、入札参加者の指名停止の措置基準を定める。

(指名停止)

第2条 市長は、入札参加資格者として決定された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1又は別表第2の措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、これらの表の各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。ただし、特許を要する等特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がないときは、この限りではない。

2 国（公団を含む）、県（公社を含む）及び他の市町村（公社を含む）が施行する建設工事等において、有資格業者につき措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、前項の規定を準用して当該有資格業者について指名停止を行うことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者が共同企業体であるときは、当該共同企業体を構成する有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者を構成員とする有資格業者である共同企業体があるときは、当該共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一の事案について措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表第1及び別表第2に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号ま

たは別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第7号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、市発注の事案で、有資格業者が、談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第5号、第6号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を加重する。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったときは、それぞれ当該各号に定める短期を加重する。
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止

法第7条の3第1項の適用があったときは、それぞれ当該各号に定める短期を加重する。

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第7号の該当する悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める短期に1月加重した期間
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が競売入札妨害(刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める短期に1月加重した期間

(指名停止の通知)

第6条 第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、当該有資格業者に対して通知するものとする。

(指名の取消)

第7条 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名停止に係る工事等の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許を要する工事等特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がない場合にあつては、この限りでない。

(事故及び不正行為等の報告)

第9条 契約担当課長は、所管する工事等が措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(下請けの禁止)

第10条 市長は、工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請をさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるときは、これを承認してはならない。

附 則

この措置基準は、平成5年11月29日から施行する。

この措置基準は、平成14年5月8日から施行する。

この措置基準は、平成15年12月26日から施行する。

この措置基準は、平成16年4月1日から施行する。

この措置基準は、平成16年11月5日から施行する。

この措置基準は、平成19年4月1日から施行する。

この措置基準は、平成19年8月1日から施行する。

この措置基準は、平成24年9月7日から施行する。

この措置基準は、平成26年1月1日から施行する。

この措置基準は、平成27年3月20日から施行する。

この措置基準は、令和3年1月19日から施行する。

この措置基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市と締結した契約に係る工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第1号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>5 市発注工事等以外の工事等（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>6 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>7 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2月以内</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>2週間以上2月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、工事等の契約の相手方として不</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p>

<p>適当であると認められるとき。(第7号に掲げる場合を除く。)</p>	
<p>(競売入札妨害又は談合) 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等) 7 市発注工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することになったとき(当該建設工事等に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者がある個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) ロ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p>
<p>(建設業法違反行為) 8 建設工事において有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>9 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法(明治40年法律第45号)及び暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

